

# 名家連ニュース

令和6年5月31日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 池山 豊子  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.997号

## JR・大手私鉄の精神障害者の鉄道運賃割引実施内容

賃割引一覧(2024年4月12日現在)

社名(略称)	導入時期	主な割引
西鉄	2017年4月	50%割引(1~3級単独、1級は介助者1人も割引)
近鉄	2023年4月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合) 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引
京王	2023年10月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合)
東急	2023年10月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合) 25年4月より第1種は乗車券の他ICカード回数券定期券も対象
京急	2023年10月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合)
南海	2023年10月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合) 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引
名鉄	2024年3月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合) 100Km以上単独乗車は1・2級ともに51%割引
京成	2024年6月	50%割引(1~3級単独・介助者同行とも)
東京メトロ	2024年8月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合) 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引
阪神	2025年1月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合) 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引
阪急	2025年1月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合) 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引
JR	2025年4月	50%割引(1種介助者同行の場合(101Km以上は単独利用で50%割引))
東武	2025年4月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合) 100Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引
西武	2025年4月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合) 50Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引
小田急	2025年4月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合) 100Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引
相鉄	2025年4月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合)
京阪	2025年4月	50%割引(1級かつ介助者同行の場合) 100Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引

\*厚生労働省は、ご指摘の第1種、第2種という概念については、現時点で何ら決まったものではありません。

しかし、身体障害者や知的障害者における運賃割引制度において、法令上の等級をもとにして、第1種、第2種というカテゴリーが設けられていることから、場合によっては、厚労省と国交省で協議して、解釈通知のようなものを出す必要もあるとのことです。

次ページに続きます

## 他障害団体と結束して中央地方で100キロ制限撤廃の運動構築を！

今後は、中央・地方において障害者団体と連携して、100キロ制限の撤廃、100km以下の同伴条件の廃止、全ての手帳所持者(等級にかかわらず)が割引の対象となる制度に改善を求めていきましょう。また、精神障害者が適用対象となっていない鉄道運賃以外の公共交通運賃(高速道路通行料金など)も他障害者同様に割引対象となるよう声と挙げていましょう。(文責:名家連事務局/堀場洋二)

### 京成電鉄 100キロ制限撤廃 !!

京成電鉄(本社:千葉県市川市、社長:小林敏也)では、2024年6月1日より、精神障がい者割引制度を導入します。また、身体障がい者・知的障がい者割引制度の適用範囲を拡大します。京成は現在の営業制度では100キロ以下の単独利用を認めてないが、2022年9月に完全子会社化した新京成電鉄、株式の50.84%を保有する北総鉄道、また関連会社の小湊鉄道、舞浜リゾートラインは、単独割引がある。一方で、今年4月26日に完全子会社化した関東鉄道には単独割引はないなど、グループ内でまちまちだった。そこで京成電鉄は6月1日の精神障害者追加に合わせ、単独利用時の「片道の営業キロが100キロを超える場合に限り」という制限を撤廃する。(京成電鉄ホームページより)

### 叡山電鉄 精神障害者割引を導入 !!

叡山電鉄株式会社(本社:京都市左京区、社長:豊田秀明)は、2025年4月1日(火)に精神障害者運賃割引を導入します。(叡山電鉄ホームページより)

— 青木聖久教授(日本福祉大学/全福連理事)から寄せられた共同通信の情報です —  
<https://www.47news.jp/10969287.html> 以下は紙上への配信記事です。

#### 障害者ホーム研修せず9割 自治体、質確保不十分

障害者のグループホーム(GH)を開設する事業者に対し、指定権限を持つ自治体の9割は事前の研修を実施していないことが、厚生労働省の委託調査で分かった。開設後の質確保・向上の取り組みも、6割近くの自治体は実施していない。

障害者のGHを巡っては、各地で約100カ所を運営する大手「恵」で不正が発覚するなど、福祉の経験や知識のない事業者が利益目的で参入し、トラブルになるケースが各地で続発。調査報告書は質の確保に向けた取り組みを国や自治体に求めている。

調査はPwCコンサルティングが昨年秋、全国の都道府県、政令市、中核市など180自治体を実施。117自治体から回答を得た。

事前の研修はGH開設の要件ではなく、自治体も実施が義務付けられているわけではない。89・7%は実施していないが、その半数は「必要性を感じている」と回答。うち76・9%が「実施のノウハウがないため」と理由を答えた(複数回答)。

調査報告書は①国が標準的なカリキュラムを作り、自治体に研修を促す②開設前の審査や開設後の指導・監査を見直す—ことを求めている。